

災害対策法制等の見直しに向けた取組について

危機管理・防災特別委員会
委員長 新潟県知事 泉田 裕彦

見直しの理由

東日本大震災から得られた教訓を生かし、大規模広域災害に備えるため、中央防災会議「防災対策推進検討会議」（H23.10月設置）の報告等を踏まえて法改正が行われたもの。



第1弾（H24年6月）

緊急を要するものについて、第1弾として災害対策基本法を改正

- 自治体間の応援業務や広域避難について、国・都道府県による調整規定を新設
- 要請等を待たずに、国等が自らの判断で物資等を供給できる仕組みを創設
- 「災害教訓の伝承」を住民の責務として明記
- 防災教育の努力義務化

第2弾（H25年6月）

災害対策基本法の改正

- 災害応急対応の国による代行規定の新設
- 広域避難の協議を国が代行
- 要援護者名簿の作成の義務化
- 罹災証明書の速やかな交付の義務化
- 各種規制の一部適用除外

大規模災害からの復興に関する法律の制定

- 復興本部や基本方針に係る規定の新設
- 復興計画事業等に係る許認可の特例
- 災害復旧事業に係る国等による代行

※恒久法により、迅速な復興を目指す。

上記の間、防災担当大臣に対して、機会を捉え全国知事会としての要望等を申し入れ



残された主な課題

○大規模・広域・複合災害（原子力複合災害を含む）への対策強化

（南海トラフ巨大地震、首都直下地震及び富士山噴火など、想定される巨大災害も見据えた対応）

○包括的な適用除外措置

○災害対応に係る専属組織の創設

○災害救助法の見直し（国への直接請求、期間・用途制限の撤廃 等）

○復興に係る基本的な枠組みの創設（復興の理念、復興財源 等）

○既存会計制度の緩和

東日本大震災の教訓等を踏まえ、想定される巨大災害等に備えるため、現場の実態に即した実効性のある制度・運用を求め、今後も各都道府県の意見を集約し、第3弾の見直しを行うよう、政府等に対して要望する。